

令和2年度から
正規雇用者・
個人事業主
のかたの補助額が
1/2にアップ!

秋田市 資格取得助成事業

就職や正規雇用転換、キャリアアップ
に役立つ資格を取得したかたへ費用
の一部を助成します!



対象者	補助額 (千円未満切捨)	申請者	対象者別の添付書類	提出書類
(1) 求職登録者	2分の1以内 (上限10万円)	本人	・ハローワークで求職活動を 継続していることがわかる 書類の写し(ハローワーク カード・受付票など※)	①補助金交付申請書 (窓口にあります。HPから もダウンロードできます) ②領収書原本 (内訳書を含む) ③取得した資格の登録証、 免許証など ④申請者の「完納証明書 (市税に未納がない証明書)」 (市民税課などで発行) ⑤教育訓練給付金支給 要件回答書 (ハローワーク秋田で発行) ※受験料のみの申請、または 事業所が対象経費を負担した 場合は不要。 ⑥左記「対象者別の添付 書類」に記載のもの
(2) 非正規雇用者 (※市内事業所に勤務する 者で、雇用期間の定めがあ るか、週の労働時間が30時 間未満)			・雇用契約書など労働条件が わかるものの写し	
(3) 離職後、再就職のために学 校(大学・専門学校等)に 入学した者			・離職証明書など離職した ことがわかる書類の写し ・資格取得のための学校を 卒業した書類の写し	
(4) 正規雇用者 (※市内事業所に勤務する 者。国・地方公共団体等に 勤務する者を除く)	2分の1以内 (上限5万円)	本人 または 事業所	・在職を証明できる書類の写 し(保険証など) ・事業者の代表者が申請する 場合は、ア 定款や所在地 証明書の写し等、イ 対象 者の完納証明書	
(5) 市内在住の個人事業主			前年分の確定申告書等の写し	

対象資格は裏面をご覧ください。

※ 雇用保険受給資格者証、職業訓練
受講指示書等の写しでも可。
(いずれも、発行日(更新日)や
最終受講日から2カ月間有効)

【持ち物】
○印鑑(シャチハタ以外)
○申請者の口座番号の控え

■技能検定試験

対象者	補助額 (千円未満切捨)	申請者	対象者別の添付書類	提出書類
上記表の(1)~(5)の者	2分の1以内 (上限2万円)	本人 または 事業所	上記表の(1)~(5)と同じ	上記表の提出書類と同じ

- ① 対象者 市内に住所を有し、市税の滞納がなく、上記表「対象者」のいずれかにあてはまるかた
- ② 資格取得の時期 免許証や登録証書の交付日が令和2年3月以降であること
- ③ 申請手続き 資格取得後に申請。1人につき年度内1回とし、令和3年3月25日まで提出してください。
(ただし、予算額超過の時点で受付を終了する場合があります。)
- ④ 対象経費 受講料(受講に必要なテキスト代も可)、受験料(合格した分のみ)、登録料
上記表「対象者(3)」のかたは、授業料と入学金も対象。

■対象資格

① 求職者、非正規雇用者、再就職入学者のかた

教育訓練講座全般

(例) 看護師、保育士、介護福祉士、医療事務、日商PC、
大型自動車、フォークリフト等

⇒インターネット「[教育訓練給付制度 検索システム](http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku/T_K_kouza)」で検索

http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku/T_K_kouza



② 正規雇用者および個人事業主のかた

「建設運輸関連資格」

令和2年度から対象資格がかわりました。

労働安全衛生法に基づく特別教育は対象外です。

1	普通自動車第二種免許	21	技術士(補)
2	準中型自動車免許	22	建築物環境衛生管理技術者
3	中型自動車免許(一種・二種)	23	測量士(補)
4	大型自動車免許(一種・二種)	24	宅地建物取引士
5	大型特殊自動車免許(一種・二種)	25	電気工事士(一種・二種)
6	けん引免許(一種・二種)	26	高圧ケーブル工事技能講習
7	自動車整備士	27	電気主任技術者(一種・二種・三種)
8	自動車検査員	28	電気通信主任技術者
9	特定自主検査	29	電気通信設備工事担任者
10	運行管理者	30	給水装置工事主任技術者
11	管工事施工管理技士(一級・二級)	31	解体工事施工技士
12	建設機械施工技士(一級・二級)	32	消防設備士(甲種・乙種)
13	建築施工管理技士(一級・二級)	33	危険物取扱者
14	造園施工管理技士(一級・二級)	34	労働安全コンサルタント
15	電気工事施工管理技士(一級・二級)	35	労働安全衛生法に基づく免許 ※ 移動式クレーン運転士など
16	電気通信工事施工管理技士(一級・二級)		
17	土木施工管理技士(一級・二級)	36	労働安全衛生法に基づく技能講習 ※ 車両系建設機械、玉掛けなど
18	舗装施工管理技術者(一級・二級)		
19	舗装診断士	37	建設業法に基づく登録基幹技能者 ※ 登録電気工事基幹技能者など
20	建築士(一級・二級)		

※35,36,37についてはHPに一覧を掲載

教育訓練給付金の受給資格がある方の受講料は、ハローワーク秋田へ申請していただく場合があります。

登録料や受講に必要なテキスト代などを申請する場合は、内訳がわかる資料を添付してください。

秋田市 資格取得

検索



秋田市役所 企業立地雇用課 ◆お気軽にお問合わせください◆

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 (3階 窓口3-7)

電話 018-888-5734 / FAX 018-888-5732